

第1号様式（第5条関係）

除却促進空家等判定申請書

久留米市長 宛て

年 月 日

住所

申請者 氏名

電話番号 ( )

久留米市除却促進空家等跡地の固定資産税等の減免に関する規則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、本申請の審査に必要なときは、市税情報等を確認することについて同意します。

家屋等所在地	久留米市
調査の承諾	<input type="checkbox"/> 家屋等所有者等から現地調査の承諾を得ている

評定区分	評定項目	レベル	評定内容	評点	周辺への悪影響
1	① 基礎	I	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	-
		II	構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	② 外壁		外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	③ 基礎、土台、柱又ははり	I	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	- 建物の高さ(H)と 建物と道路・隣地との距離(W) <input type="checkbox"/> $H \geq W$
		II	基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の複数箇所腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		III	基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	④ 外壁	I	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	- 不良部分の高さ(H)と その不良部分と道路・隣地との距離(W) <input type="checkbox"/> $H \geq W$
		II	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	⑤ 屋根	I	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	- 不良部分の高さ(H)と その不良部分と道路・隣地との距離(W) <input type="checkbox"/> $H \geq W$
		II	屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25	
		III	屋根が著しく変形したもの	50	
	3	⑥ 雨水		雨樋がないもの	10

備考

- ・判定の根拠となる写真を添付してください。
- ・申請後に、市職員が現地調査を行い、除却促進空家等判定結果通知書を発行します。